

### 12月はパラハート月間(障害者週間)

障害への関心と理解を深め、障害がある方のあらゆる分野の活動への参加を促進するため、毎年12月3日～9日は障害者週間と定められています。さらに、市では12月をパラハート月間として、障害への理解を深める取り組みを行います。



### 調布・狛江の魅力PR部が体験!

調布福祉課 ☎042-481-7094・7089・7135

## 手話で会話してみました



市内にある福祉作業所「NPO法人羽ばたくめじろ作業所」が運営する「Cafe Gallery さえずり」では現在、聴覚に障害があるスタッフが働いています。今回は、調布・狛江の魅力PR部\*の大学生がこのカフェを訪れ、手話でのコミュニケーションを体験しました。

\*調布・狛江の魅力PR部は、若者の目線で市内の魅力を発信することを目的に発足。大学生のメンバーが取材し、市報や市公式SNSで発信しています

### 障害のある方が働くカフェ

## Cafe Gallery さえずり

障害があっても接客・調理の仕事ができるようみんなで工夫して、コミュニケーションを取りながら仕事をしています。



営業時間 / 午前10時30分～午後4時  
定休日 / 土・日曜日、祝日  
調布市 調布1-3-1  
☎042-444-8818



ぜひ手話でお声掛けください



注文はオーダー表へ記入

胸元に「耳が聞こえません」のバッジをつけています。



めじろ作業所オリジナルの「ゆび文字メモ帳」。五十音の指文字イラストが楽しい。



野菜たっぷりボリュームのあるホットサンド



旬の果物を使用した色とりどりの手作りスイーツ



パティシエ 矢野さん

ここではさまざまな障害がある方が働いています。聴覚に障害があっても、手話や筆談などでコミュニケーションを取りながら、積極的に接客をしています。私も一緒に働きながら手話を覚えました。簡単な手話でやり取りはしていますが、足りない部分は、単語を組み合わせる、筆談を交えることで補っています。このカフェでは、初対面のお客様同士が手話で会話したり、手話を覚えて使ってみようとして来店される方もいます。聴覚障害のスタッフは手話で話しかけられると嬉しいようです。ぜひお気軽に手話で交流しましょう。

### 障害者福祉作業所とは?

書類の封入・封かん、配達、清掃、お菓子・パン作りなどさまざまな仕事を受注し、障害者が働く作業所です。なお、福祉作業所の売り上げは作業所で働く障害者の工賃(給料)となり、仕事へのやりがいにつながっています。

### 美味しいカフェ・レストランはまだあります!

障害がある方が働く市内のお店(事業所)の一覧は、調布市福祉作業所等連絡会参照



### さえずりのスタッフに教えてもらいました。

## やってみよう! 手話であいさつ

### 「こんにちは」

①片手の人差し指と中指をそろえて立てて、時計の針で12時を示すように額に当てる。



②両手の人差し指を向かい合わせて、おじぎすするように曲げる。

### 「ありがとう」

①手の甲の上にもう一方の手を垂直にのせ、軽くとんと当てる。



②その手だけを上げる。

### 「ごめんなさい」

①親指と人差し指で「盾間」をつまむようにする。



②手を開き、上から下へ下ろしながら頭を下げる。

### 「どうしたの?」

①片手の人差し指を立てて、



②その指を肩の前で左右にふる。

### 「だいじょうぶ?」

①右手を左胸から



②右胸に動かす。



PR部が体験した手話の様子も市のYouTubeで配信しています。

ココからチェック!



市YouTube

## 2つの条例の制定とこれから

条例検討に当たり、障害当事者団体や関係機関が集まって話し合いを重ねました。2つの条例は、それぞれの条例の特長を明らかにしながら、共生社会の実現を共通の目的としてつくられたものです。今後私たちがどのような取り組みができるか考えていきましょう。

条例の内容はこちら



## 手話言語条例とは

手話は独自の語彙、文法、文化を持つ1つの言語です。手話をもっとたくさんの人に知ってもらい、手話を自分の言語として使っている人の権利を守り、みんなと一緒に暮らしていけるように定めた条例です。

### 手話

音でなく手や指、体の動きを使って、言葉の意味を目で見分けるように伝える言語です。手話は、手の動く方向、位置、速さによって意味が異なります。

### 手話を言語として使う人

聴覚に障害のある人には、生まれた時から耳が聞こえない人、途中で聞こえなくなった人、聞こえづらい人がいます。補聴器を使用しても聞こえ方はさまざまです。

## 障害者の多様な意思疎通に関する条例とは

人と人が意思疎通をし、お互いを思いやる考え方を伝え、理解しあうことは全ての人の権利です。障害のある人が、希望する多様な方法でコミュニケーションをとれるように、配慮・支援などをし、みんなで暮らしていけるように定めた条例です。

### 障害の特性に合わせた意思疎通手段

専門的な支援をする人による、手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助、失語症者向け意思疎通支援、代筆・代読、点訳、音声訳などがあります。ほかにも誰でもすぐに取り組める方法としては、分かりやすい言葉でゆっくり話す、コミュニケーションボードを使う、筆談する、相手の反応や返事を急かさずに待つなどもあります。

## 手話を覚えてみたい・話してみたい方は

社会福祉協議会では、手話の普及と手話通訳者養成のための講習会や中途失聴・難聴者のための手話講習会を開催しています。

市内には、手話を勉強している人が集まり、自主的に学んでいる手話サークルもあります。また、調布市聴覚障害者協会では、耳の聞こえない人同士で交流したり、講演会や映画上映会などのイベントを行っています。調布市聴覚障害者協会 ☎042-481-7800、調布市聴覚障害者協会 / cyoufu\_deaf@yahoo.co.jp

来年、東京でデフリンピックが開催されます。詳細は16面へ



Check